

- | | |
|---|------------|
| 1. ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 |
| 2. 民法改正について
(第2回 定型約款) | 弁護士 鍵谷 文子 |
| 3. 「無期転換ルール」への備えは万全
ですか? | 弁護士 黒柳 武史 |
| 4. 調停委員のつぶやきVol.9 | 弁護士 倉橋 忍 |
| 5. 「18歳で成人式」時代がやってくる
～「成年年齢の引き下げ」問題～ | 弁護士 大高 友一 |
| 6. 堀友紀子先生を偲んで
～所内の弁護士全員の思いを代表して～ | 弁護士 豊島 ひろ江 |
| 7. 入所のご挨拶 | 弁護士 中本 隆久 |

ご挨拶



所長 弁護士

中本 和洋

寒中お見舞い申し上げます。

皆様には、お元気で新年をお迎えになったこととお慶び申し上げます。私も元気で新年を迎えることができました。

昨年は、アメリカ、イギリス、フランス等の国で政権が変わり、また世界各地で軍事紛争やテロが起こるといふ不安定で混沌とした一年でした。アジアでは、今年も朝鮮半島等を巡って混乱含みの情勢が展開されそうです。

昨年10月に衆議院議員総選挙が行われ、引き続き与党が政権を担うことになりました。国会では、憲法9条の改正が議論されることになると思われます。いかにして平和を守りぬくか、国民の一人ひとりが改正問題で問われることとなります。弁護士、弁護士会は、法律家として、

法律家団体として、憲法9条の改正案について、立法事実、法律解釈及び改正によって予想される展開等について、積極・消極双方の立場から国民の皆様に判りやすく説明していく必要があるのではないかと考えています。

さて、私も、日本弁護士連合会の会長職も本年3月末までとなりました。昨年は、修習生に対する新しい給付制度の実現に向けての取組、刑事訴訟法の一部改正、民法の一部改正(債権法)等への対応、死刑制度廃止に向けての取組、弁護士自治を守る取組等一定の成果が得られました。しかし、尚、民事司法改革、法曹養成制度改革、弁護士の活動領域の拡大等重要な課題が多く残されています。利用しやすく頼りがいのある司法を築き、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるという目的に向かって、残りの任期を全力で取組んで参ります。

皆様の本年一年のご健勝を心より祈念致します。

2017年(平成29年)6月2日に公布された改正民法の主要なテーマについて、前回に引き続き、ご紹介をいたします。第2回のテーマは「定型約款」です。

現在の日常生活や取引においては、数多くの「約款」が使用されています。しかし、現行民法では、約款の定義や約款に関するルールについての規定はありませんでした。改正民法では、新しく「定型約款」の規定において、その定義やルールを明確化しています(改正民法第548条の2から548条の4)。

1. 定型約款とは

改正民法で新しく規定が置かれた「定型約款」とは、「定型取引において、契約の内容とすることを目的として、その特定の者により準備された条項の総体」と定義されています。

また、定型約款の定義にある「定型取引」とは、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう」とされています(改正民法第548条の2第1項)。

不特定多数の者との取引に関するものであること、取引内容の画一性が双方当事者にとって合理的であることなどの要件がポイントで、具体的には、銀行の預金規定や、割賦販売契約書の裏面約款などが「定型約款」に該当する、とされています。

他方で、上記の定義に当てはまらない場合には、仮に「約款」という名称がついていたり定型的な契約書を使っていたりしたとしても、改正民法上の「定型約款」には含まれません。たとえば、事業者間取引で使用される単なるひな型や労働契約などは、「定型約款」に該当しないものと考えられます。「定型約款」に含まれない約款等については、今後も、現行民法下での議論や裁判例等を参考にして解釈していくこととなります。

2. 定型約款が契約内容となるためには

次の要件のいずれかを満たして定型取引の合意

をしたときには、定型約款の個別条項が、当事者間の契約(合意)の内容になります(改正民法第548条の2第1項)。

- ① 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき
 - ② 定型約款準備者があらかじめ定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき
- ①②のいずれかの要件を満たしていれば足り、両方を満たしている必要はありません。また、定型約款の事前開示や定型約款の詳細な内容の認識・了解は、要件とはされていません。

もっとも、定型約款準備者が定型約款の開示を求められた場合にはこれに応じる必要があります(改正民法第548条の3第1項)、定型約款準備者が開示請求を拒否した場合には、当該定型約款は契約内容になりません(改正民法第548条の3第2項)。

3. 定型約款の効力が制限される場合

上記2の要件を満たす場合でも、定型約款準備者に一方的に有利な条項や、相手方が予測できないような契約条項は、契約の内容にはなりません。具体的には、

- ① 相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項で、
- ② その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして信義則(民法1条2項)に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの

は、当事者間で合意したものとはみなされず、法的拘束力を有しないものとされています(改正民法第548条の2第2項)。

いわゆる不当条項だけでなく、相手方が合理的に予測できないような条項(不意打ち条項)も、本規定によって法的拘束力を有しない、との判断となりえます。

また、上記②に該当するかどうかの判断にあたっては、約款条項の文言や趣旨だけでなく、契約全体の内容、特に不利益の存否、内容、程度、定型取引の

態様、性質、実情、取引上の社会通念など、全ての事情を総合的に考慮して判断されることとなります。

4. 定型約款を変更するには

次の要件をいずれかに該当するときは、当事者間の個別の合意がなくても、定型約款準備者において、定型約款を変更することができます(改正民法第548条の4第1項)。

- ① 相手方の一般の利益に適合するとき
- ② 契約した目的に反せず、変更の必要性、変更の内容の相当性、変更条項の有無・内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
なお、上記①②のいずれかに該当して定型約款

を変更する場合、定型約款準備者は、効力発生時期を定め、約款変更する旨・変更後の約款内容・変更の発生時期を、インターネットの利用など適切な方法で周知する必要があります(改正民法第548条の4第2項)。ただし、上記②の場合は、効力発生時期の到来までに周知をする必要があります(改正民法第548条の4第3項)。

新設される定型約款に関する規定の概要は以上のとおりです。具体的な取引で使用されている約款が「定型約款」に該当するかどうか、改正民法をふまえての契約書や「約款」の整備など、気になることがありましたら、是非ご相談下さい。

「無期転換ルール」への備えは万全ですか?

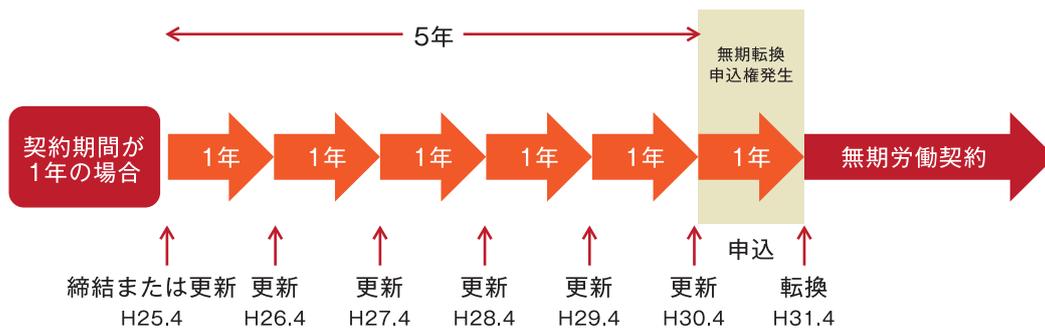
弁護士 黒柳 武史

1. 「無期転換ルール」の概要

平成24年8月の労働契約法改正(平成25年4月1日施行)により、「無期転換ルール」(労働契約法18条)が新設されました。これは、有期契約が反復更新され通算5年を越えた場合、労働者が無期契約への転換を申込みば、労働契約が有期から無期へ

と転換されることを内容とするものです。

5年の通算契約期間の計算は、平成25年4月1日以降に開始する有期契約が対象となります。例えば、平成25年4月から1年ごとに更新されている有期契約の場合、平成30年4月から無期転換申込権が発生することになります(下記イメージ図参照)。



(厚生労働省「有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック」1頁掲載の図を加工して作成)

そのため、来年度には、無期転換ルールの対象事業が数多く生じることが予想され、対象となる企業は早期に準備を進める必要があります。

以下では、無期転換ルールの要件及び特例について確認するとともに、就業規則等の整備の必要性などについて述べます。

(1) 無期転換の要件

無期転換ルールが適用になる要件は、概要以下のとおりです。

- ① 有期労働契約の通算期間が5年を超えていること
- ② 契約更新が1回以上行われていること
- ③ 同一の利用者との間で締結された有期契約であること

2. 無期転換の要件、手続、効果について

なお、例えば1年ごとに更新される有期契約の場合、同一の利用者との間で契約を締結していない期間(クーリング期間)が6ヶ月以上あるときは、それ以前の契約期間は通算対象に含まれません。

(2) 無期転換の手続

無期転換申込権は、これが発生した契約期間中はいつでも行使することができます。申込みの方法についても特段の制限はなく、口頭でも可能です。ただ、紛争予防のためにも、通常は書面で行うことが適切であると考えられます。

(3) 無期転換の効果

労働者から無期転換の申込みがあった場合、使用者はこれを承諾したものと見なされます。その結果、その時点で無期契約が成立することになります(ただし、無期契約の開始日は、有期契約の期間満了日の翌日)。

無期転換後の労働条件については、就業規則等の別段の定めがない限り、従前の有期契約と同一の内容となります。

この点、従前の就業規則等は、無期転換を想定した内容になっていないケースが多いと思われます。その場合、別途無期転換社員を対象とする就業規則を作成していなければ、様々な問題が生じる可能性があります。この点は、後記4で詳述します。

3. 無期転換ルールの特例について

定年後継続雇用の高齢者については、適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けるといった要件を充たした場合には、当該事業主に定年後引き続き雇用される期間は無期転換申込権が発生しない、との特例が認められています。

その他、一定の高度専門職や、大学等の研究者・教員等について、無期転換申込権が発生するまでの期間延長等の特例が認められています。

4. 就業規則等の整備の必要性について

無期転換が行われた時点で、これに対応した適切な内容の就業規則等が整備されていない場合は、

次のような問題が生じることが予想されます。

(1) 定年のない無期契約になる可能性

正社員の就業規則等で定年制を定めていたとしても、当該就業規則の適用対象に無期転換社員が含まれていなければ、同社員には定年制が適用されない可能性があります。

無期転換社員にも定年制の適用を予定しているのであれば、予め無期転換社員を対象とした就業規則を作成し、その中にも定年制についての定めを置いておく必要があるといえます。

(2) 予期せず正社員就業規則が適用される可能性

前記(1)の事例とは逆に、正社員の就業規則が無期雇用の社員一般に適用される建前になっている場合、無期転換社員にも正社員の就業規則が適用される可能性があります。その結果、無期転換社員の労働条件が正社員の基準に達していなかった場合、労働契約法12条により、正社員の労働条件と同一の基準に変更される可能性が生じます。

もともとそのように予定していた場合は問題ありませんが、無期転換社員と正社員とで別の処遇を予定していた場合には、不測の事態が生じてしまうことになり得ます。

このような事態を防ぐために、予め就業規則を整備しておき、無期転換社員の実情に応じた労働条件を定めておく必要があるといえます。

(3) その他にも、労働契約法20条との関係など、無期転換制度導入に伴い検討すべき点がござります。ご質問がありましたら、遠慮無く当事務所にご相談ください。

5. 最後に

以上、無期転換ルールの内容を確認するとともに、就業規則の整備等事前準備の必要性について述べてきました。

無期転換制度導入にあたっては、不測の事態が起こらないように形式面を整えるだけではなく、これを契機として、如何にして人材活用を行っていくべきかを真剣に検討することも重要ではないかと思われます。

調停委員のつぶやき Vol.9

弁護士 倉橋 忍

早いもので調停委員になって10年となります。今回は、10年の区切りという観点から、述べさせていただきます。

1. まず、近年、遺産分割事件と離婚事件が相当増えていると思います。皆さんの権利意識が増えたことが原因でしょうか。一般の民事裁判が減っているだけに、この点は目立ちます。

そして、特に、遺産分割はなかなか決着が付きません。それこそ、遺産の範囲を確定するまで争うということも結構あります(その結果数年かかってしまいます)。そこまではるかと思ってしまいます。

代理人(弁護士)にも、結構強硬な人が増えているように思います。上述のとおり、皆さんの権利意識が高まっているため、依頼者を説得できないからでしょうか。そんなこと言われても裁判所としては困

る、という場面に出くわすことが多いです。調停委員は交通整理はしますが、基本的に本人の説得は代理人にお願いしたいところです。

2. 何といても、紛争解決のためには、スピードが大事なように思います。双方が譲り合って、早く決着すること。これは、やはりポイントだと思います。将来のことを前向きに処理しないと(紛争をいつまでも続けるという後ろ向きの処理だけでは)人生にとって著しいマイナスですよね。調停委員としては、広い視野から、早期決着(もちろんバランスの良い結論を意識します)を目指して調停を行います。

3. 調停委員の方々には、高いモラルと責任感で事件に対応されていると思います(私もそうですとはあえて言いませんが)。そういう意味では、調停委員の発言を信頼し、耳を傾けていただければ、早期に良い解決になるように思います。

10年間を振り返り、思いつくままに述べさせていただきました。

「18歳で成人式」時代がやってくる～「成年年齢の引き下げ」問題～ 弁護士 大高 友一

年が明けるとほどなくして成人の日を迎え、各地で成人式が行われます。最近では違う時期に行う地域もあるようですが、二十歳を迎えた新成人が真新しいスーツ姿や美しい振袖姿で街を歩く光景は新春の風物詩といえるでしょう。日本では「年齢二十歳をもって、成年とする」(民法4条)と定められ、満20歳をもって親権者からの保護を離れるとともに、選挙権を得て、酒やたばこも嗜むことができるようになるなどと、半ば常識のように20歳になれば一人前の大人の仲間入りと考えられてきました。

当たり前のように受け入れられてきた「20歳=成人」というこの概念。近いうちに大きく変わる可能性

が高くなってきています。早ければ今年の通常国会にも成年年齢を20歳から18歳に引き下げのための民法改正案が提出される見通しです。

実は、世界的に見れば日本のように20歳を成人とする国の方が少数派となっています。アメリカの一部の州やインドネシアのように21歳を成人とする国もありますが、20歳以上の年齢を成年年齢と定めていた国でも成年年齢を18歳に引き下げた国が多く、現在では18歳をもって成人とする国が多数を占めるようになってきました。このような世界的な成年年齢引き下げの流れを受けて、日本でも成年年齢を18歳に引き下げることの検討が進められてきました。発端は、2007

年に成立した憲法改正のための国民投票法でした。選挙権が20歳以上とされている中、同法により国民投票の投票権は18歳以上と定められ、合わせて公職選挙法や民法等の規定についても必要な措置をとることとされたのです。

この国民投票法の制定を受けて、まず2015年に公職選挙法が改正されて選挙権は18歳以上に引き下げられました。18歳選挙権ということで広く広報され、若者の政治参加が注目されたことは記憶に新しいところです。一方、成年年齢の引き下げについては、慎重な検討が進められてきました。2009年に法務省の法制審議会民法成年年齢部会が「民法の成年年齢引下げについての最終報告書」をとりまとめ、「18歳への成年年齢引き下げが適当である」との提言をしたものの、同時に「若者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題に対応する施策」の実現が必要であるとして、具体的な引き下げの時期については国会の検討に委ねたためです。というのも、成年年齢というのは単に「成人になった」というだけにとどまらず、様々な法的な効果を伴うことから、成年年齢の引き下げに伴うプラスの面だけでなく、マイナスの影響も出ないかどうかの慎重な検討が必要とされたのです。

未成年者が成人となると、それまで制限されていた「行為能力」への制限がなくなります。この「行為能力」とは、簡単に言えば単独で契約等の取引行為を行う資格のことです。未成年者は「制限行為能力者」とされ、単独では契約等の取引行為はできず、原則として親権者の同意が必要とされています（民法5条1項）。同意を得ない未成年者の法律行為は取り消すことができ（民法5条2項）、これによって判断能力が未熟な未成年者を不利益な取引から保護しようというのがその趣旨とされています。

取引分野においてこのような効果を持つ「成年」の年齢が20歳から18歳に引き下げられるということは、これまで単独では契約等の取引行為ができなかった18歳や19歳の若者が親権者の同意なく契約等の取引行為を単独で行うことができるようになることを意味します。例えば、入学したばかりの大学生が

下宿を借りるときに遠方の両親の同意を得たりする必要がなくなるということになり、これまでと比較して便利になる側面もあります。

しかしながら、成年年齢の引き下げはこのような便利な側面ばかりではありません。単独で契約ができるということは、不本意に不利益な取引をしてしまったときでも、もはや未成年者取消権を行使することはできないということになります。18歳ともなれば一定の成熟はしているとはいえ、まだまだ判断能力は十分とは言えない若者も少なくない年代です。また、日本で成年年齢が20歳と定められたのは1896（明治29）年のことですが、その当時とは違って18歳までに社会人となる若者はむしろ少数派となっており、18歳が成年年齢となれば社会経験を十分に積まないまま未成年者取消権の保護から離脱するということになりかねません。実際、内閣府消費者委員会の調査でも19歳の消費相談件数と被害額と20歳のそれとの間には大きな差があり、未成年者取消権が若者を消費者被害から守るための一つの武器になっていることがうかがえます。

もともと、成年年齢の引き下げ自体は世界の趨勢でもあり、若者の自立をさらに促すという観点からも一定の必要性は否定できないところです。それであればこそ、法制審議会の最終報告書が指摘するとおり「消費者被害の拡大のおそれ等の問題に対応する施策」のさらなる充実が求められることになりましょう。政府においても、今年の通常国会にも提出が予定されている成年年齢の引き下げのための民法改正とあわせて消費者契約法を改正し、デパート商法や靈感商法といった消費者が合理的判断ができない状況を事業者が作り出して契約をさせた場合などにおける契約取消権の導入を検討しています。しかしながら、これだけでは消費者被害の拡大のおそれに十分対応できるかについては疑問が残るところです。

この成年年齢の引き下げの問題はまだあまり注目をされていませんが、未成年のお子様をお持ちの皆様には今後非常に大きな影響のある問題となります。ぜひ、国会での議論状況に関心を持って見守っていただければと思います。



追悼文

堀友紀子先生を偲んで ～所内の弁護士全員の思いを代表して～

弁護士 豊島 ひろ江

堀友紀子先生は、平成23年、司法試験に合格され、65期として司法修習を終えた後、法テラススタッフ弁護士の養成期間として平成25年1月から12月までの1年間、弊事務所で勤務いただきました。その後、平成26年1月から、隠岐の島にある法テラス西郷法律事務所所長として新たにスタートされ、平成27年8月に急性骨髄性白血病が発症するまで、隠岐の島での約1年8か月、地域に根ざした司法サービスの提供に全力で取り組まれてきました。

堀先生は、弊事務所で勤務を開始したときから、「即戦力」として安心して仕事を任せられる弁護士でした。社会経験がおありでしたので仕事に対する責任感を教えるまでもなく、事件の処理方針を伝えるだけで、解決方法は自ら調査し考えて実行され、依頼者に対してもきめ細やかな配慮がありました。堀先生が頼りになることは所内でもすぐに知れ渡り、他のパートナー弁護士も皆、事件を依頼するようになりました。ご本人は大変だったかと思いますが、短期間で、いろいろな種類の事件を扱って頂きました。事件処理は、常に「一つ一つ丁寧に、依頼者のために、少しでもより良い解決を目指す」ものでした。

たとえば、重大な非行を犯した少年事件では、熱心に鑑別所に足を運び少年の話に耳を傾け、両親など周囲の人物を説得して、少年のための素晴らしい付添人活動をされました。事業譲渡を行った複雑な大型破産申立事件では、毎日遅くまで準備に奮闘し、従業員解雇の説明会では、感情的になっている社員に熱心かつ丁寧に個別対応をされて混乱を避けてくれました。とても1年目の弁護士とは思えない活躍でした。堀先生の、人のために役に立ちたいという思いは、仕事の姿勢に如実に現れ、多くの依頼者、のみならず相手方からさえも、自ずと信頼を勝ち得ていました。

弊事務所を卒業されて、隠岐の島に移られた平成26年、翌年27年の夏には、弊事務所から複数の弁護士が堀先生を訪問しました。堀先生は隠岐で唯一の弁護士として、役場や社会福祉協議会の方々からも相談を受け、市民向けの法律セミナーや、役場の会議への出席など、精力的に仕事をされていました。弁護士のいない西ノ島や海士島などの隠岐諸島にもフェリーに乗って出張法律相談をするなど、やるべきことは山積みでした。話の内容は仕事のことばかり。「島民の方に『先生に相談してよかった!』と言われると、やりがいを感じる。」と、大変だけれども充実した毎日を送っている笑顔はキラキラと輝いていました。

それだけに、亡くなられたとは今でも信じられません。思い出すのは、堀先生の明るく元気な姿と熱心に仕事をしている姿です。病気になられても、いつか戻ってこられる、そろそろ復帰されるだろう、と信じていました。法テラスの勤務を終えたら、弊事務所に戻ってきてもらいたいと本気で思っていました。弁護士としてこれからもずっと活躍をして貰いたかった。その能力と意欲は十分すぎるほどでした。

堀先生は、闘病生活を経て、昨年10月25日、静かに息を引き取られました。弁護士の仕事を心から愛し、使命を果たそうと懸命に頑張った堀先生。今は、身も心も開放され、安らかに永眠されることを祈っています。堀先生の弁護士バッジは、その熱く純粋な思いとともに、弊事務所のホームページの写真の中で、これからもずっと輝き続けていきます。

入所のご挨拶

弁護士 中本 隆久

新年あけましておめでとうございます。

この度、1年間の司法修習を終え、本年から中本総合法律事務所で弁護士として働くこととなりました。

人と人との輪を広げ、弁護士として幅の広い仕事をしたいと考えております。

とはいえ、弁護士1年目で要領を得ないことが多々あると思います。何卒ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子
朝倉 舞・上田倫史・幸尾菜摘子・堂山 健・皆川征輝・中本隆久

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・大高友一・佐藤 碧

<http://www.nakamotopartners.com>

©中本総合法律事務所